

令和8年度事業計画書

公益財団法人日本海事センターは、海事社会の中核的な公益法人として海事に関する調査研究活動の実施、国際会議への参加、フォーラム・セミナー等の開催、海事図書館の運営に取り組むとともに、新たな知見や整理・分析された情報を適時に発信し、もって海洋国家たる我が国の経済社会の発展と国民生活の安定向上に寄与していくことを目指している。

本年度は、海事社会のニーズを的確に把握し、産官学の関係者との連携・協働の下、調査研究・政策提言を実施するとともに、積極的に国際会議に参加して内外の関係機関と連携協力し、調査研究成果を発信していく。また、海事図書館運営の充実と利便性向上に積極的に取り組んでいく。

一方、昨今の経済環境の変化により活動に要する経費が引き続き上昇している現状に鑑み、当センターにおける充実した公益事業の推進と事業運営の持続性の確保を両立させることが必要不可欠である。

このため、引き続き、当センター全体の人的・資金的なリソースを考え、メリハリをつけた事業展開とともに、良好な職場環境の推進、職員の処遇の適正化を行い、運用収入など収益事業を主とする収入の一層の確保と管理の徹底による経費の効率的使用を行う。

I. 調査研究・政策提言事業（公益目的事業1）

1. 海事産業が抱える主要課題への対応

(1) 海事産業の競争力の強化等

令和8年3月の海事立国フォーラムで公表した「海事産業の再興のための提言」の内容等についてフォローアップするため、海事産業委員会を適宜開催する。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) 海事産業委員会の提言の内容についてのフォローアップを行うとともに、必要に応じ海事産業委員会等で検討を深める。
- (イ) 米国の海事政策の動向（令和7年4月の米国通商法301条に基づく入港料徴収措置、令和8年2月のMaritime Action Planのその後の動き等）についての情報収集を行う。
- (ウ) 海事産業の競争力強化に向けた海外の政策動向、諸外国における海運税制

や環境対応に係る海運企業への支援策などの海運強化策について、イコールフティング化の視点から調査を行う。

(2) 国際海運の脱炭素化への対応

国際海事機関（IMO）では、国際海運の脱炭素化に向けた規制（中期対策）を導入すべく、令和 8 年秋に条約改正案の採択審議が予定されており、我が国としては、合理的かつ現実的なグローバル規制が導入されるよう対応する必要がある、我が国海事産業の国際競争力強化の観点からも、国際海運の脱炭素化に資する取り組みが必要である。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) 環境問題委員会において、引き続き、中期対策の導入に向けて必要な調査及び検討を行う。
- (イ) 乱立が懸念される地域規制や低炭素輸送の環境価値化など関連動向を踏まえ、我が国海事産業が脱炭素化に対応する上で必要な政策について調査研究を行う。

(3) 海事イノベーションの推進と新たな市場への進出

近年、IoT・AI 技術等の活用により遠隔操縦が可能となる自動・自律運航船の実用化に向けた取組が進むなど、海難防止や船員労働環境の改善に向けた取組が進んでいる。このような海事イノベーションの推進に向けた取組は、海事分野の変革のみならず国際物流の構造改革にもつながってきている。さらに、再生可能エネルギーの中核と見込まれる洋上風力発電をはじめ海洋開発市場は海運企業にとって重要な市場ととらえられ、今後の取組が期待されている。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) 自動運航船に関する事故時の民事責任を中心として、従来の「自動運航船の民事責任に関する研究会」に自動運航船の開発・運航関係者を委員に追加して令和 7 年 2 月に設置した「自動運航船の民事責任に関する検討会」において事故発生時の責任に関するルールの在り方について検討を行うとともに、IMO での今後の審議を踏まえ、IMO 法律問題委員会で IMO での議論に向けた対処方針等の検討を行う。
- (イ) ブロックチェーン技術を利用した貿易書類の電子化・データ共有化など、国際物流の円滑化・インターモーダルの効率化に影響を与えている貿易関連のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に関し、関連した法整備等ルール策定の状況を含めて調査を行う。

(ウ) 洋上風力発電事業に対する我が国海事産業の進出を背景に、これまで調査研究を行ってきた航行船舶との調整（航行安全確保を含む）、浮体式洋上風力の沖合展開、安全水域制度、海底送電線の保護制度に関する法政策上の課題をはじめ、邦船社等のニーズを踏まえ、各種法政策上の課題に関する国内外の動向等について必要な調査を行う。

上記の調査結果に応じて必要があれば、関係当局・団体への情報提供・協力等を引き続き行う。

(エ) 北極海航路のもつポテンシャル、日本商船隊の船舶の修繕の状況など、海事産業関係者の中で関心が高まっている事項について、調査、分析等の取り組みを進める。

(4) 海事人材の確保・育成

海事産業は我が国にとって必要不可欠な基盤であり、それを支える人的基盤をより充実させ、強化することは極めて重要である。特に、船舶を運航する船員をはじめとする海事人材は、海事イノベーションの加速化、GX・DXの推進、さらには洋上風力発電といった新たな海事産業分野への進出等に不可欠であり、長期的な視野に立った計画的な確保・育成等の取組が必要である。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 諸外国における海事人材の育成・教育制度について調査を行う（令和3年度から順次15ヶ国・地域を対象予定）。

(イ) インドの船員教育機関（機関承認校）に関する調査として、令和7年度及び令和8年度で4校（既存3校及び新規要望校1校）を取り上げる計画に従い、令和8年度は同国チェンナイにある既存1校及び新規要望1校を取り上げる。

(ウ) 諸外国における船舶料理士制度に関する調査を行う。

以上の調査結果については、国土交通省海事局及び日本船主協会に提供のうえ、海事人材問題委員会に報告する。

(5) 海事産業群の動向の把握と分析

海事産業は、中核となる海運企業や造船業・船用工業をはじめ、それ以外の海事産業や隣接産業とともに、海事産業群を形成し、総体として我が国の社会経済の重要な一角を担っている。

海事産業の集積は、各地域において相乗的に経済活性化や雇用創出といった重

要な機能を発揮しており、海事産業の基盤強化、ひいては我が国が海事立国として飛躍していくためには、産官学等が一体となって海事産業群の集積効果をますます発揮させていくことが不可欠である。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) これまでの海事産業群の調査実施地域（愛媛、広島、長崎、熊本）について、それぞれ内容をアップデートした上で、総括的な分析を行う。
- (イ) 岡山県における海事産業に関してヒアリング調査、文献調査、経済分析を行い、海事産業の概況、海事産業群としての経済規模・波及効果等の推計結果を取りまとめる。
- (ウ) 海事産業が集積していると考えられる他地域や諸外国についても、必要に応じ調査を行う。

(6) 船舶による油濁損害等への賠償及び補償への対応

油濁損害等発生時の被害者の保護や海上輸送の健全な発達のため、タンカー等については船舶所有者等の責任を定めた国際条約及び石油会社等の荷主による基金の創設を定めた国際条約に基づき、賠償及び補償を行う国際的な制度が確立されている。

一方、タンカー等以外の船舶の事故によって生じる燃料油汚染損害が船舶所有者等の責任制限限度額を超える事案が発生しているほか、有害危険物質（HNS）の輸送に係る汚染・爆発等の事故についても油濁事故の場合と同様の賠償及び補償制度を規定した国際条約が採択されている。

我が国としては、船舶の事故による油濁等の損害への賠償及び補償に関する国際的な議論の進展に対して引き続き的確に対応していく必要がある。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) IMO 法律委員会、同委員会が設置する作業部会やコレスポнденスグループで提起される様々な課題に関する審議事項について、IMO 法律問題委員会で対処方針等の審議対応を行う。令和 8 年度は 4 月に IMO 法律委員会が開催予定である。
- (イ) タンカー等の油濁事故の賠償・補償をめぐる国際的課題に対応するため、IOPCF92 年基金総会等での審議事項について、油濁問題委員会で対処方針等の審議対応を行う。令和 8 年度は 5 月及び 10 月に IOPCF の会合が予定されている。
- (ウ) 2010 年 HNS 議定書については、令和 8 年中にも発効要件の充足が見込ま

れており、我が国においても、その加入に向けた検討を行う。

(エ) 代替燃料を使って運航される船舶の事故による損害への賠償に関する国際的な議論の進展につき情報収集を行う。

(オ) 対ロシア制裁の影響により発生している、いわゆるダークフリート／シャドーフリートへの国際的対応について、国際的な議論の進展に関し情報収集を行う。

2. 国内外の海上輸送に関する調査等

(1) 我が国の経済安全保障を担う日本商船隊の安定的な国際海上輸送の確保

海運は我が国の国民生活・経済を支える上で大きな役割を担っており、安定的な海上輸送の確保は極めて重要である。なかでも、日本籍船は、非常時に国民生活を維持するための物資輸送を担うという点で、我が国の経済安全保障の中核を担っている。このため、日本籍船を中心とした日本商船隊の安定的な国際海上輸送の確保は極めて重要な課題となっている。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) ホルムズ海峡、パナマ運河、スエズ運河などの国際海上輸送路上のチョークポイントや北極海航路などに関して、近年の動向について情報収集を行うほか、船舶の航行制限による国際海上輸送への影響等について調査を行う。

(イ) 日本商船隊の安定的な輸送の確保に資する施策等について、情報収集を行うとともに、安定的な海上輸送確保のための海外における政策動向に関する調査を行う。

(ウ) 運輸総合研究所の「我が国経済を支える国際海上輸送ネットワークの戦略的確保に関する研究調査」に参画するとともに、情報・資料提供等に対応する。

(2) 国内外の海上輸送動向の把握・分析

国際海上コンテナの荷動き動向やサプライチェーンの強靱化、最適化に向けた取組等について荷主を中心に関心が高まっており、最新の動向や長期的な傾向等についての把握・分析と広く一般に向けた公表を定期的に行っていく必要がある。

また、国際海上コンテナ以外の海運・物流の最新動向等についても継続的に調査を行っていくことが重要である。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) 北米航路をはじめとした世界の航路における国際海上コンテナの荷動き、運賃動向等について把握・分析を行い、主要データとともに毎月公表を行う。
- (イ) 内外の関係機関との情報交換等を通じて国内外の海事・物流情報を積極的に情報収集し、分析を行う。
- (ウ) サプライチェーンの地政学的、気候変動的なリスクに関する情報収集を行う。

(3) グローバル・サプライチェーンの進展への対応

世界的な異常気象や港湾労使問題、パナマ運河の水不足問題のほか、国内では荷主を中心にグローバル・サプライチェーンの強靱化、最適化に向けた動きが加速しており、我が国海外航海運が国際競争力を向上し、ますます発展していくためには、港湾物流や内陸輸送を含めたグローバルな国際複合一貫輸送に関する動向を把握するとともに、様々な課題の解決に向けた中長期的な取組みを進めていく必要がある。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) 東アジア、ASEAN 地域と中央アジア・欧州地域との間のサプライチェーンの動向及びサプライチェーンを支える国際複合一貫輸送の動向に関する調査（中国・タイ・ベトナム・ラオス等の海運、港湾、鉄道等）を行う。
- (イ) グローバル・サプライチェーンの拡大・進展と変貌に対応した世界的な海運・港湾・鉄道等の連携によるグリーン化及びデジタル化の動向に関する調査を行う。
- (ウ) 世界の物流との結び付きを強める東アジア物流の動向及び国内における国際物流をめぐる動向について情報収集を行う。また、韓国海洋水産開発院（KMI）、高麗大学海上法研究センター（KUMLC）との間で、東アジア物流ネットワーク、グローバル・サプライチェーンに関する情報交換を行うとともに共同研究を目指す。
- (エ) 北米航路、欧州航路、日中航路、東南アジア域内航路等における国際海上コンテナの荷動き動向、運賃動向等について把握・分析を行う。

3. 調査研究の受託

当センターの調査研究活動に関連すると思われる調査については、幅広くかつ積極的に国等からの受託に努めるとともに、当センターが蓄えてきた有益な知見を提供するなど、受託調査に適切に対応していく。

4. 調査研究成果の情報発信

- (1) 各種調査研究の成果について、ホームページ上に掲載し、検索・閲覧できるようにするほか、事業成果をとりまとめた報告書「JMC REPORT 2025」を発行する。また、海事図書館の活動を含めた直近のトピックスを中心に調査研究活動等を紹介するメールマガジンの配信、海の仕事に関する総合提供窓口であるポータルサイト「海の仕事.com」への協力を継続する。
- (2) 日本海事新聞「海事ウォッチャー」欄及び Daily CARGO に、定期的に業界関係者向けの記事の寄稿を行うほか、学術誌、業界誌、一般誌などの定期刊行物等に対して、調査及び研究の成果について寄稿を行う。また、講演会、学会などの様々な機会を通じて、調査及び研究の成果を発表する。

5. フォーラム、セミナー等の開催

調査研究活動は、その成果について、フォーラム、セミナー等をはじめ多様な媒体を活用して広く発信していくことにより、海事関係者のみならず一般の方への関心を広げ、多くの関係者の理解を深めていく必要がある。

また、フォーラム、セミナー等で取り上げたテーマについては、共有された課題や今後の対策等について、その後の調査研究で取り上げて深掘りするなど、調査研究活動との有機的な連携を図っていくことが重要である。

このため、主に以下の活動を行う。

(1) 海事立国フォーラム

令和8年度は地方1回（令和8年10月頃、高松を予定）、東京1回（令和9年2月頃）の開催を予定。

(2) 海事振興セミナー

グローバル・サプライチェーンや地政学リスクなどのテーマで3~4回の開催を目指す。近年、海事産業を取り巻く環境が流動的になっていることもあり、時宜にかなったテーマを選定する。

(3) 国際機関との共催セミナー

令和8年度に WMU のメヒア学長の訪日が見込まれているところ、WMU との連携を密にし、訪日が確定した場合にはメヒア学長をメインスピーカーとするセミナーを開催する予定。

6. IMO 等の国際会議への参加と内外の関係機関との連携・協力

(1) IMO 等の国際会議への参加

世界有数の海事産業を抱える我が国において、海事産業の国際競争力に直結しかねない国際ルールの策定等の議論を行う IMO 等の国際会議に積極的に参加していくことが重要である。

このため、主に以下の活動を行う。

IMO、IOPCF、ILO（国際労働機関）等の海事関係国際会議について、海運問題研究会の個別委員会の場合での検討を踏まえ、政府代表団メンバーの一員として会議に参加し、各国の代表団や海事関連非政府組織（NGO）の発言内容等の情報収集を行い、我が国の国際活動に貢献する。

(2) 内外の関係機関との連携・協力等

経済のグローバル化の進展等を踏まえ、我が国の海事産業はじめ海事社会が安定的かつ持続的な発展をしていくためには、WMU（世界海事大学）などの海外の大学や諸外国のシンクタンク、さらには東アジア及び ASEAN 諸国における関係機関など海外の関係機関との連携・協力を着実に進めていくことが重要であり、国内の大学やシンクタンク、関係機関についても同様である。

このため、主に以下の活動を行う。

- (ア) 令和 8 年度に WMU のメヒア学長の訪日が見込まれているところ、WMU との連携を密にし、訪日が確定した場合にはメヒア学長をメインスピーカーとするセミナーを開催する。
- (イ) KMI、KUMLC 及び（一財）運輸総合研究所との間での連携協定に基づき、4 月に東京で第 4 回ジョイントセミナーを実施する。
- (ウ) 海事関係の各種国際フォーラム等に積極的に参加し、諸外国関係者とのネットワーク構築、最新の海外動向の把握に努める。
- (エ) 国内の大学、シンクタンクその他の関係機関と積極的に連携し、情報交換を行うとともに、共同研究等の取組を進める。
- (オ) 国内の大学等の教育機関に協力し、我が国の将来を担う若い世代の我が国の海事政策への理解の促進等に貢献する。

II. 海事図書館の管理、運営事業（公益目的事業 2）

海事図書館は従来同様、海事関係者のみならず幅広い国民の方々に親しまれ、海事思想の普及、海事関係分野の理解増進に役立つ利便性の高い図書館として運営していく必要がある。

このため、主に以下の活動を行う。

- (1) 利用者が必要な情報や資料にアクセスしやすいように、サインの充実を図る。
- (2) 国立国会図書館が全国の図書館と協同で構築している「レファレンス協同データベース」に登録しているレファレンス事例について、事例数・内容等の充実を図り、当館ホームページからも検索可能であることを周知する。
- (3) 新刊情報、図書館の利用案内等について、X など SNS の活用を含め情報発信の充実を図る。
- (4) 海事関係図書・資料の整備を図るとともに、利用者のニーズにそった蔵書の充実を図る。
- (5) マイクロフィルムの生産中止に伴い、所蔵する貴重な図書・資料のマイクロフィルムのデジタル化（PDF 等）を推進する。
- (6) 2・3 階（閉架式）の書庫資料の利用を促進するため、8 階閲覧室内で図書のテーマ展示を実施し、年 3 回程度の展示替えを行う。
- (7) 「利用者アンケート調査」は対面で実施してきたが、HP 等を活用しての実施の検討を行い、利用者のニーズを把握するとともに、資料・情報提供サービス等の向上を図る。

Ⅲ. 海事関係公益活動支援事業（公益目的事業 3）

海事関係公益活動支援事業は、補助金の交付を通じて、海事関係事業の総合的発展を図るというセンター機能を果たすための重要なツールであり、その効果的・効率的な使用は不可欠である。

このため、引き続き、新燃料導入、自動運航船の開発、洋上風力発電の推進など海事分野の新しい動きへの的確な対応に加え、既存の事業においても、SNS やデジタルの活用など事業手法の今日的な見直しを行い、事業効果を一層高めるべく、補助団体を中心として連携強化に積極的に取り組むなど補助金の内容について、不断の見直しを行う。

昨年国土交通省においてとりまとめられた「海技人材の今後の確保のあり方」において、海技人材の養成ルートの強化、海技人材確保の間口の拡充、海技人材の養成・就業拡大に向けた遡及強化、海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善、新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成の 5 つの方向性に沿って、対応策を講じていくとすることが必要とされており、特に、来年度事業については、これに積極的に取り組むよう、補助金交付団体に働きかけていくとともに、これに沿って、新たな補助項目の設定や既存の補助金の活用など必要な見直しを行う。

上記の結果、令和 8 年度については、海事関係公益諸団体による海事法制、海事

労働、航行安全、海事思想の普及及び水先人養成等の公益活動に対し、下記 17 団体合計 1,259,975 千円（令和 7 年度 17 団体 1,262,475 千円）及び海事人材確保のための海事広報事業にかかる予備的な経費（2,500 千円）の資金面の支援を行う。

対象団体

- （公財）日本船員雇用促進センター
- （公財）海技教育財団
- 船員災害防止協会
- （一財）海技振興センター
- （公社）日本海難防止協会
- （公財）日本海事広報協会
- （公社）日本海洋少年団連盟
- （公財）日本海法会
- （公社）東京湾海難防止協会
- （公社）神戸海難防止研究会
- （公社）西部海難防止協会
- （公社）伊勢湾海難防止協会
- （公社）日本海海難防止協会
- （公社）瀬戸内海海上安全協会
- （公社）日本水難救済会
- （公財）海難審判・船舶事故調査協会
- （公財）海上保安協会

IV. 海事センタービルの管理、運営事業（収益事業 1）

海事センタービルについては、収益事業の資産であるだけでなく、海事関係諸団体による公益事業展開の拠点としての重要な役割を担っている。このため建物の適切な管理及び合理的な改修計画の実施に努める。

なお、駐車場賃貸事業及び会議室賃貸事業については、効率的な運用を図り、収益性の向上に努める。

V. 融資事業（収益事業 2）

海事関係諸団体に対し、当該団体が行う重要な施設又は設備の取得又は更新若しくは改良に要する資金の融資を行う。